

「村落 と 環境」

第 21 号

2025 年 8 月

村落環境研究会

卷頭言

「村落と環境」第 21 号の発行にあたり、ご挨拶申し上げます。今年は梅雨明けが例年よりも早くなり、長い夏となっております。皆さまいかがお過ごしでしょうか？本号の発行が遅れてしまいまして、申し訳ございません。

昨年度の第 21 回村落環境研究会は、2024 年 12 月 7 日（土）に長崎大学にて対面とオンライン併用にて開催をいたしました。報告、参加いただいた会員の皆さんに深く御礼申し上げます。

本「村落と研究」第 21 号では、昨年の 3 つの研究会発表の論考・資料と質疑の内容を紹介しております。第 1 報告は長崎県農林部林政課から長崎県内の「入会林野整備状況と生産森林組合の概況」について、第 2 報告は、佐賀県の城戸生産森林組合の酒井和己様から「林床を活用したサカキ生産の取り組みについて」、第三報告は中央大学の古積健三郎氏から「鳥羽市菅島の入会権問題」について話題提供されました。質疑内容も記載していますので、是非参考になさって下さい。

第 22 回目の研究会は 2025 年 12 月 13 日（土）の日田市高瀬公民館での開催に向けて、発表を検討している段階です。

大分県日田市は戦前からの林業産地であり、旧入会林野を起源とする生産森林組合も多い土地柄です。久しぶりの大分での開催になりますので、多くの皆さまのご参集をお願いいたします。森林・林業行政では近年、入会権の存在は語られず、住民による林野との関係の歴史を踏まえない議論がなされています。そうした中、地域の現状を踏まえ、法律的な課題を議論する当会の役割は重要だと思います。

今後とも村落環境研究会の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2025 年 8 月 1 日

村落環境研究会

会長 佐藤宣子
九州大学大学院農学研究院

第 21 回村落環境研究会シンポジウム 長崎大会

目 次

第 1 報告	入会林野整備状況と生産森林組合の概況	
	黒岩康博・八坂達也（長崎県農林部林政課）1
	質疑応答5
第 2 報告	林床を活用したサカキ生産の取り組みについて	
	酒井和己（城戸生産森林組合）10
	質疑応答22
第 3 報告	鳥羽市菅島の入会権問題	
	古積健三郎（中央大学）27
	質疑応答35
学会記事		

【第1報告】

長崎県農林部林政課

入会林野整備状況と生産森林組合の概況

●入会林野整備状況（長崎県の森林・林業統計から）

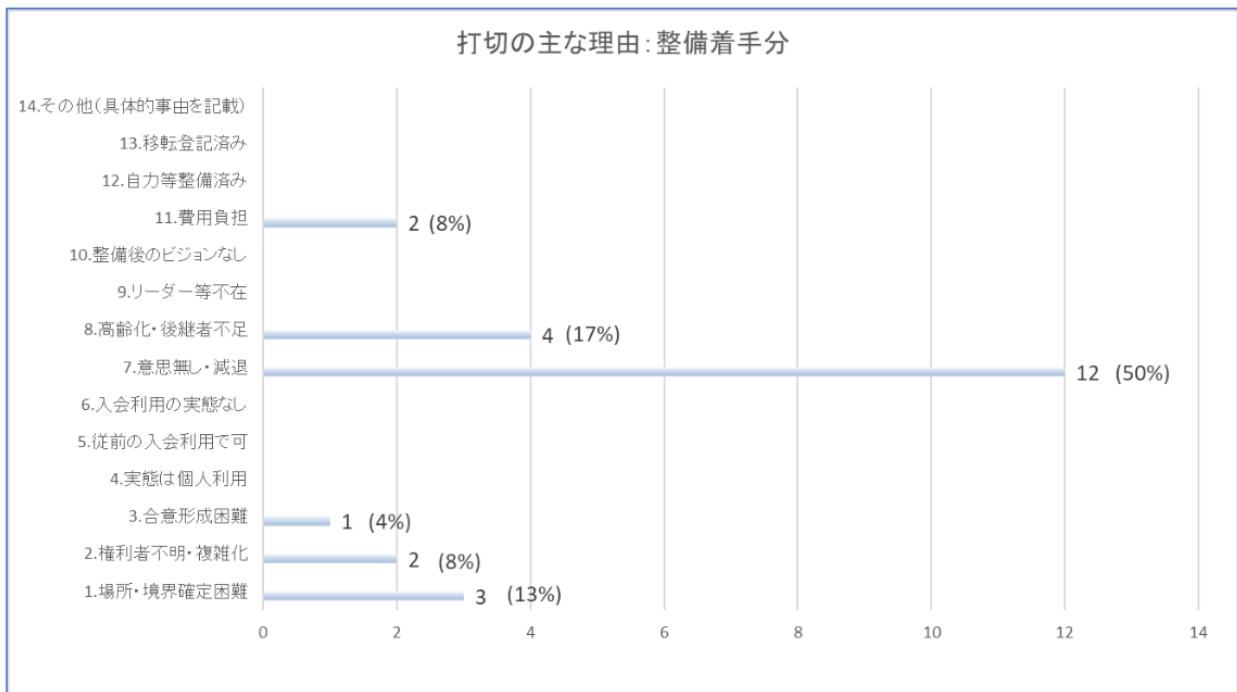
- 「入会資源総合活用促進対策事業」実績内容のとおり、
令和3年度以降の認可実績なし。なお、令和2年度の
3件の認可内訳は3件とも対馬地区。

- 共有名義から代表者名義に移転登記後、認可地縁団体の地区自治会へ所有権移転登記により整備済。
- 共有名義から個人分割登記後、認可地縁団体へ所有権移転登記により整備中。
- 共有名義から個人分割登記後、代表者へ所有権移転登記により整備中。

VIII 入会資源総合活用促進対策事業			
2. 入会林野整備進行状況			
(1) 認可実績			
年 度 \ 区 分	認 可 件 数	実 績 面 積 ha	
昭和42年度			
43	2	107	
44	4	247	
45	2	305	
46	4	521	
47	14	395	
48	23	872	
49	19	754	
50	10	175	
51	14	585	
小計(第1期整備計画)	92	3,961	
昭和52年度	4	95	
53			
54	1	11	
55	3	229	
56	3	131	
57	5	117	
58	6	382	
59	3	198	
60	3	70	
61	4	257	
小計(第2期整備計画)	32	1,490	
昭和62年度	3	84	
63	5	93	
平成元年度	4	201	
2			
3			
4			
5	2	118	
6			
7	2	210	
8			
小計(第3期整備計画)	16	706	
平成9年度			
10	2	21	
11	2	605	
12			
13			
14	2	96	
15	7	962	
16	1	250	
17	1	38	
18	1	29	
小計(第4期整備計画)	16	2,001	
			計 164 9,986
(2) 整備状況			
整備状況	集団数(件)	面積(ha)	
入会林野(総数)	252	13,727	
整備済	153	9,986	
未整備	99	3,741	
着手	25	1,229	
継続	5	473	
打切	20	756	
未着手	74	2,512	
意思有	0	0	
意思無	74	2,512	

出典 長崎県の森林・林業統計（長崎県HP掲載）

- 整備着手分の今後の整備意思について、「継続」の意思ありは全て「対馬」地区。
- 「整備着手」分の継続の意思について、意思ありの「継続」は20%、意思なしの「打切」は80%。
- 打切の主な理由について、1位は「意思減退（意思なし）」、2位は「高齢化・後継者不足」、3位は「場所・境界確定困難」。
- なお、「整備未着手」分は現時点で100%継続整備意思「なし」。



●生産森林組合の概況

県内の生組について

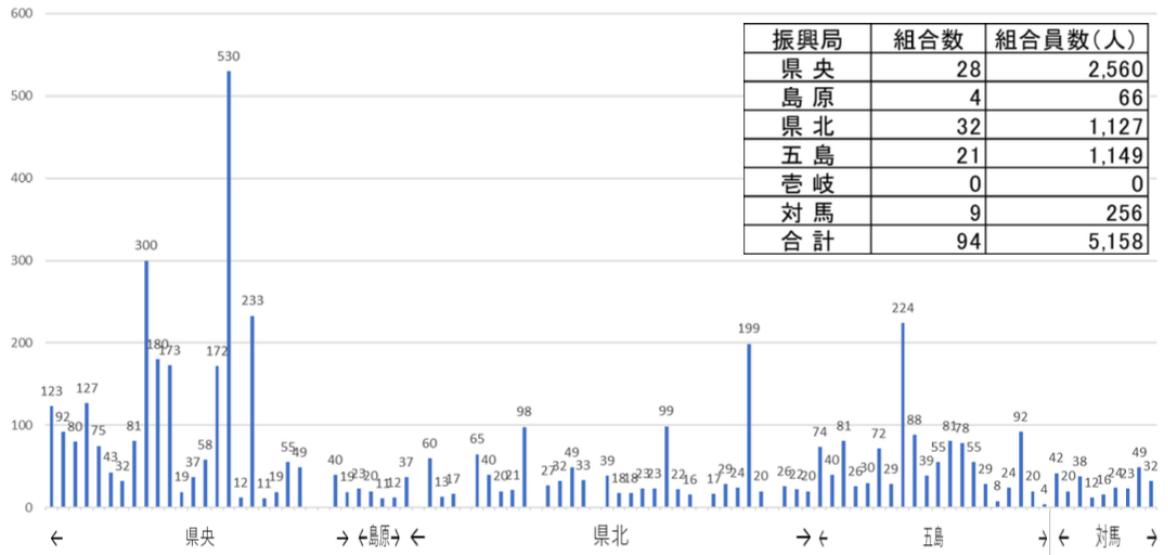
R4.3時点

生産森林組合数	96	1組合当たり	単位
組合員数	5,329	56	人
経営森林面積	7,947	83	ha
払込済出資金	54,424	567	千円
現金払込出資金	249,428	2,598	千円
現物払込出資金	303,852	3,165	千円
役員数	654	6.81	人
職員数	5	0.05	人

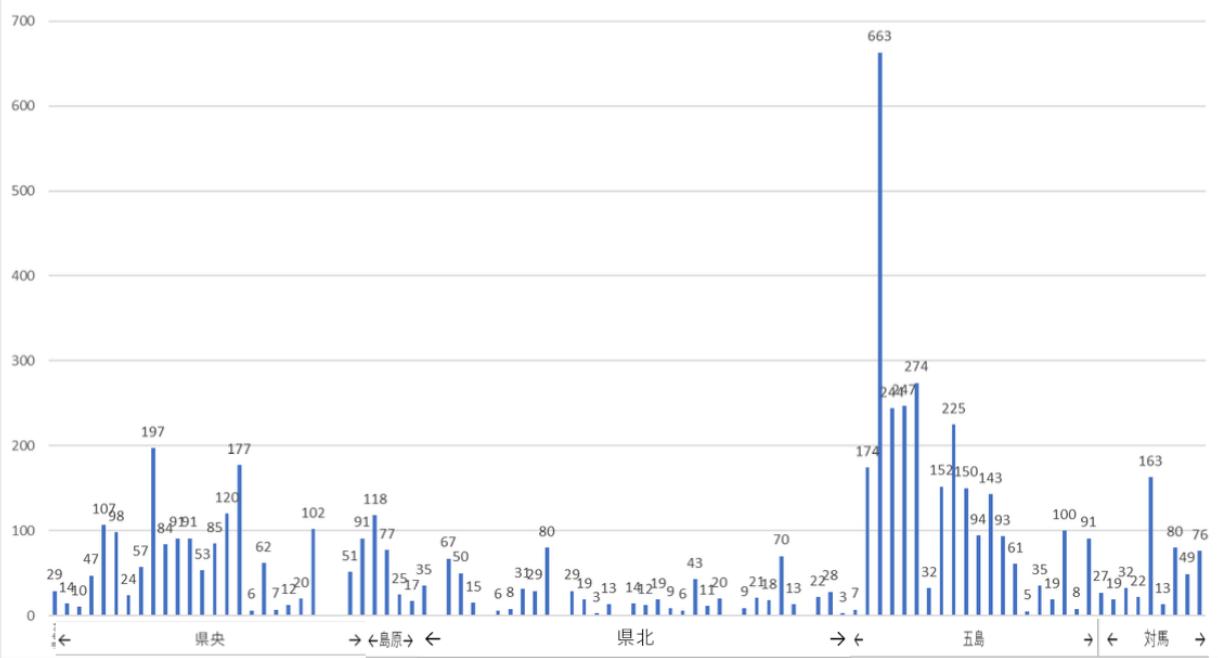
※森林組合一斉調査（林野庁）より

・県内地方機関管轄毎の組合数・各組合の組合員数の状況・組合所有の人工林面積を見ると、県央は他地域と比較して構成人数が多く、五島は所有人工林の規模が大きい。

組合員数(人)：平均60 最大530 最小4

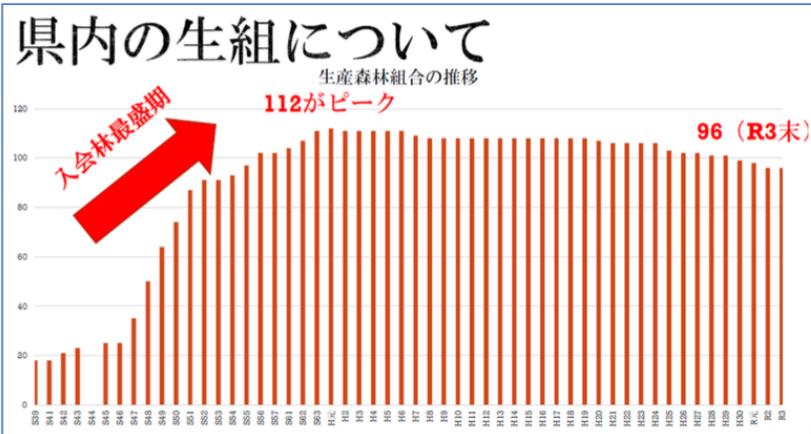


人工林面積 (ha) : 平均68 最大663 最小3



●生産森林組合の推移

- 平成元年の112組合数が最高であり、昭和43年から平成元年まで、継続的に認可実績あり。



●生産森林組合の主要な課題

- ・安定的な収入のある組合が少ない

状況次第ではあるが、所有森林の有効活用が第1と考える。例えば、太陽光や風力開発等の敷地貸付による借地料収入等を検討される。

所有人工林があれば、条件があえば、集約型施業による森林組合への施業委託も有効。

- ・毎年係る経費（税金等）がきつい

法人税支払いが主体。県税（2万1千円）と市民税（5万円）で毎年7万1千円納付。

- ・高齢化・後継者問題

組合員の年齢構成まで把握できていないため、詳細不明であるが、相談対応等面談時ほぼ全ての組合が直面している状況として聞き及んでいる。

- ・現在において活動実態がない

「活動実態」の有無について、一斉調査の回答有無で判断しているが、回答があっても、調査内容等で「何もしていない」との実態も見受けられる。

●森林・山村多面的機能発揮対策の活用

- ・上記課題の対応案として、「森林・山村多面的機能発揮対策」の活用が有効な実態がある。

景観改善のための見回り活動で交付金を受けている生産森林組合も県内にある（「長崎森林・山村対策協議会」ホームページ参照）。

- ・「森林・山村多面的機能発揮対策」の活用例

単なる見回りは補助対象にならないが、尾根沿いや区域の斜面棚沿い等の歩道において、雑木の刈払い及び道がかり整備をして、そこから目視等確認できる区域の土砂流出防備確認を行い、継続的に人が入られる環境づくりを最低限とすることで、事業外収益を得る。

なお、林野庁直轄補助であり、計画書作成も必要であるため、対応窓口の「長崎森林・山村対策協議会」への問い合わせが必要。可能であれば、将来的に木材等の資源利用も検討できる。

近年、長崎県だけでなく、多くの自治体の補助金事業では、組織の活動と波及効果に期待して対象とする事業があることから、このような制度を活用して、課題の解決を図ることが有効と思われる。

【質疑応答】

(司会・佐藤) 大変詳しく長崎県の現状をご報告いただいたと思います。質問があればお願ひします。私の方から二ついいですか。一斉調査票の提出率がすごく高いと思ったのですけれども、6つだけ出してなくてあと94は出しているということですか。

(黒岩) はい、そうです。

(司会・佐藤) それは活動実績、まだ組織としてきちんとあるという認識があると思うんですけど、そこに一斉調査票を出せないところが全国的に増えていると思うのですけど、少なくとも活動実績を出してくださいという働きかけがあるのかどうかというのが一点と、それから、高齢化しているとはいえ後継者がいるというのが30いくつかだったと思うのですが、その後継者の方々の具体像といいますか、いくつぐらいとか、農林業されている方が多いとか、もし実情をご存知であれば教えていただけないでしょうか。

(黒岩) 質問ありがとうございます。二点ご質問いただきて、一点目が活動の働きかけを一斉調査の内容からどういうふうにやっていくのか、どうにかしてやっていけないかということがご主旨で、二点目が高齢化の年齢構成ということでよろしいですか。まず先に二点目の方からですが、一斉調査では年齢構成までは含まれておりません。なので高齢化というところのお話に関しては、個別の相談とか、そういうもので把握しているところ。私も振興局で担当しているときに色々とお話を聞きながら、70歳はまだ若いというようなお話をされていました記憶がございますので、70、80がほとんど。ざっくりとした回答にはなるかと思いますが、そういうふうにご理解いただきたいと思います。一点目の一斉調査の内容に関して、報告は出していくべきながらも、内容はほとんど何もしていないというところも結構ございます。法人税だけ納めているとか、そういうところもあって、今お話しされたように、一斉調査を使って活動の働きかけがもっとできないか、というところだと思います。

(司会・佐藤) 一斉調査を使って、というか、その一斉調査を出すだけでも、一斉調査を出しているという現状が凄いと思ったんですけど、出してもらうために何かやっておられることがあるのですか。

(黒岩) 一斉調査は各地方機関の担当者の方が時期に合わせて各生産森林組合さまの方に配布をしていて、期限を決めて、出してくださいとしています。で、分からぬ時は、地方機関に直接来てもらっていいですよ、とか、そういう言い方もしています。ある地方機関によっては、日にちを決めて、例えば夕方6時とか7時とか、役場の方に来ていただければ、一斉調査の書き方と一緒にご説明いたします、と。なので、通帳とか帳簿とか一緒に持ってきてください、という言い方をして、集まってもらって、その場で調査票を出してもらうとか、そういう方策を取りながら、一斉調査の回収に努めているところです。活動の働きかけに関しては、今のような話し方をさせてもらいながら、先ほどご説明したような、色々な制度とかを紹介したり。できる限り。まずもって法人として生産森林組合さんは設立してもらっています。なので、積極的に私どもの方から解散という言い方はせず、法人と

して存在をお願いするというところの意識付けをもってやっているところなので、色々な支援制度とかこういうのがありますよ、こうしたらどうですか、と相談を受けながら、話を聞いて。そして、なるべく縁を持つような、繋がりを持つようなことを各地方機関としては注意してやってもらっているというところで、これだけ一斉調査に回答いただいているというような状況に繋がっているのかなというふうに思います。

(司会・佐藤) ありがとうございます。それでは野村先生お願いします。

(野村) 詳細かつ丁寧なご説明ありがとうございます。お尋ねしたい件が、令和3年の3件で、対馬だということは何か理由があるのでしょうか。それともう一つは、私有財産から公有財産に、認可地縁団体の財産にするというのは、公有財産にするものじゃないかと思うんですけど、それは生産森林組合の方で、これ以上持ちこたえられないという点があるのかどうかという点をお尋ねします。

(黒岩) ご質問ありがとうございます。まず一点目、なぜ対馬なのかということですね。すいません、私もなぜ対馬なのかという明確な答えを持っているわけではないのですが、皆さんご存知の通り、対馬は離島で林業が盛んなところですね、長崎で。そのなかで、やはり共有の山というのも過去の経緯から多かったのかなと思います。他の地区に比べて。それを整備していくという取り組みに関して、なかなかうまく進まないところ、転居した人間の数とか、離島という特殊なハンデ、国土調査が進みづらいとか、境界が分かりづらいとか、それは都会もそうなのでしょうけど、そういう意味合いもあってまだ続いているというところなのかな、と、これは個人的な考え方でございます。それからすいません、二点目が…。

(野村) そうですね、私なんかから考えると、私有財産から公有財産に移すようなものじゃないかと思うのですけど。

(黒岩) ありがとうございます。ただ、中には、残したいという方もおられるんですね。色々な個別相談受けているときには、自分は残したいんだけどもね、というような話も結構される方もおられてですね、その辺の兼ね合いかなとは思います。認可地縁団体さんの組織、区域というか構成というか、それがぴったり生産森林組合さまと合えばいいのでしょうか。移ったとしても、何らかの形で山の利用というのは色々考えられるのかなと思うのですけど、なかなかそこまで一致しないことも、そういう実態もございます。そういう中で、これは私個人の考えですけど、大田先生の論文で森林部というような、実態を書かれているのを読ませてもらって、なるほど、そういうふうな形も使えるのかな、既存の認可地縁団体に、生産森林組合体制そのままをごそっと移すのではなくて、認可地縁団体の体制の中に森林部というような体制を入れて、そこで残していくとか。私の言い方は大田先生の論文内容と違うかもしれませんけれども、そういうふうなことも一つ考えられるところではございます。よろしいでしょうか。

(野村) はい。既存の自治会にとっては、押しつけられた感じで迷惑されているところはないのでしょうか。

(黒岩) すいません、分かりませんが、多分、総論として迷惑という考え方になるのだと、

認可地縁団体の財産の受入れとしては受けないと思います。恐らく何らかの形で受け入れているところがあると思います。

(野村) ありがとうございます。

(司会・佐藤) その他にいかがでしょうか。

(大田) ご発表ありがとうございます。最後の方に森林山村多面的機能発揮対策交付金の活用事例とありました。さっき長崎県のページを見ていると、生産森林組合としてこれに応募しているのは多分、大渡野しかなかったような気がするのですが、これは、応募するのにはいわゆる森林ボランティアみたいな団体がほとんどで、例えば県庁がこういうのがあるよと生森に紹介したらどういう反応になるのかというのと、そもそも県庁として最近紹介されたりしているのか、そういったことをお聞きしたいです。

(黒岩) ありがとうございます。この山村多面的機能発揮対策に関して、積極的に私が言ったような形で生産森林組合さん方に、一斉調査の指導の時とかに、こういうのはどうですか、と言ってはいません。先ほどお話ししたような、こういうのに分類しながら、振興局が管轄しているどの生産森林組合さんが、どういうふうな対策がとれるのかというところもまだ職員全員に浸透させているわけではないんです。こういうものをもって、今からこういうふうな方向性とか、そういうものを、この多面的制度で使っていけるようなところには、制度を紹介できていけないかな、というふうに考えているところ。すみません、まだ途中です。

(司会・佐藤) ありがとうございます。他にございませんか。オンラインの方からどうでしょう。手が上がっていますね。西脇先生お願いします。

(西脇) すみません、愛媛大学の西脇です。法学系なのでちょっと的外れかもしれないんですけども、今日のご報告にありました四つの区分の最後の方に出してくださいました図で、山なし・金なしというような形のあの図の分類などの整理の仕方がすごく面白いなと思いました、すごく綺麗というか、ある意味方向性を考える上で図式化、分類化としては面白いと思ったのですけど、この分類自体がどういう形でこういう分類で整理されたかという、何かを参考に、こういう分類の仕方で整理するとすごく良いんじゃないかな、という形で参考にされてこういう分類があるのかな、と思ったのが、それとも分類として独自の工夫なのかというのが気になった点で一つ目と、それともう一つ、山なし・金なしというところでも場合によっては認可地縁団体として残っていくという方向性が示されていたと思うんですけども、そこでわざわざ認可地縁団体で残す意義をどう捉えておられるのかとすごく気になって、先ほどの議論の話だと、繋がりとか縁を持つこととして団体あるいは法人が残ることに意味があるんだ、という話があったような気がするので、山なし・金なしだったら極端な話、もうそもそも法人とか団体自体が残らないという方向性も地域によってはあるかもしれませんけど、そこでもあえて認可地縁団体あるいは何らかの形として残すべきという、そこをどういう意味づけがあるのかなというのが非常に難しい問題でもあるし、意味づけした方がいいとも思うので、どう考えておられるか気になったのでもしよければお答えい

ただければと思います。

(黒岩) ありがとうございます。二点目については、今ご質問いただいたように難しい問題だと私も思います。法人さん達の考え方は尊重したいというふうに思っております。一点目の区分の内容ですが、自分ではなく前の担当者が苦労してこの図を作ったので、自分からは内容を推察しての回答になりますが、毎年度の管理費がだいたい20万ほどかかっているのが多いというようなところがあるってですね、そこで20万円程度剩余金として計上できているところ、それ以上が金ありと、いうような区分にしたところ。それから山ありの方の区分ですが、5年から10年の間隔で継続的に林産の収入、利用間伐を繰り返しながら収入をあげていける規模、10haずつやっていけば5年で50ha。5haずつやっていけば10年で50haということになるのかな、と。そういう意味で50haというところで線引きをしたというところでございます。歯切れが悪い、答えでしたけれども、よろしかったでしょうか。

(西脇) はい、ありがとうございます。非常に参考になりました、ありがとうございます。

(司会・佐藤) はい、ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。時間も迫っておりますので、すいません私からもう一点だけ。長崎県は九州の中では素材生産あまり活発ではない県ではあるのですが、他の県から人工林資源を伐採したいという、そういった素材生産事業体とかあるのではないかと思うんですけれども、このまとまった資源を主伐して全部伐って、その後清算するという、そういった動きっていうのはないですか。今までの財産を清算する、木材生産の生産だけじゃなくて、全てを無くしてそこでお金として分けて解散みたいな動きはないのでしょうか。

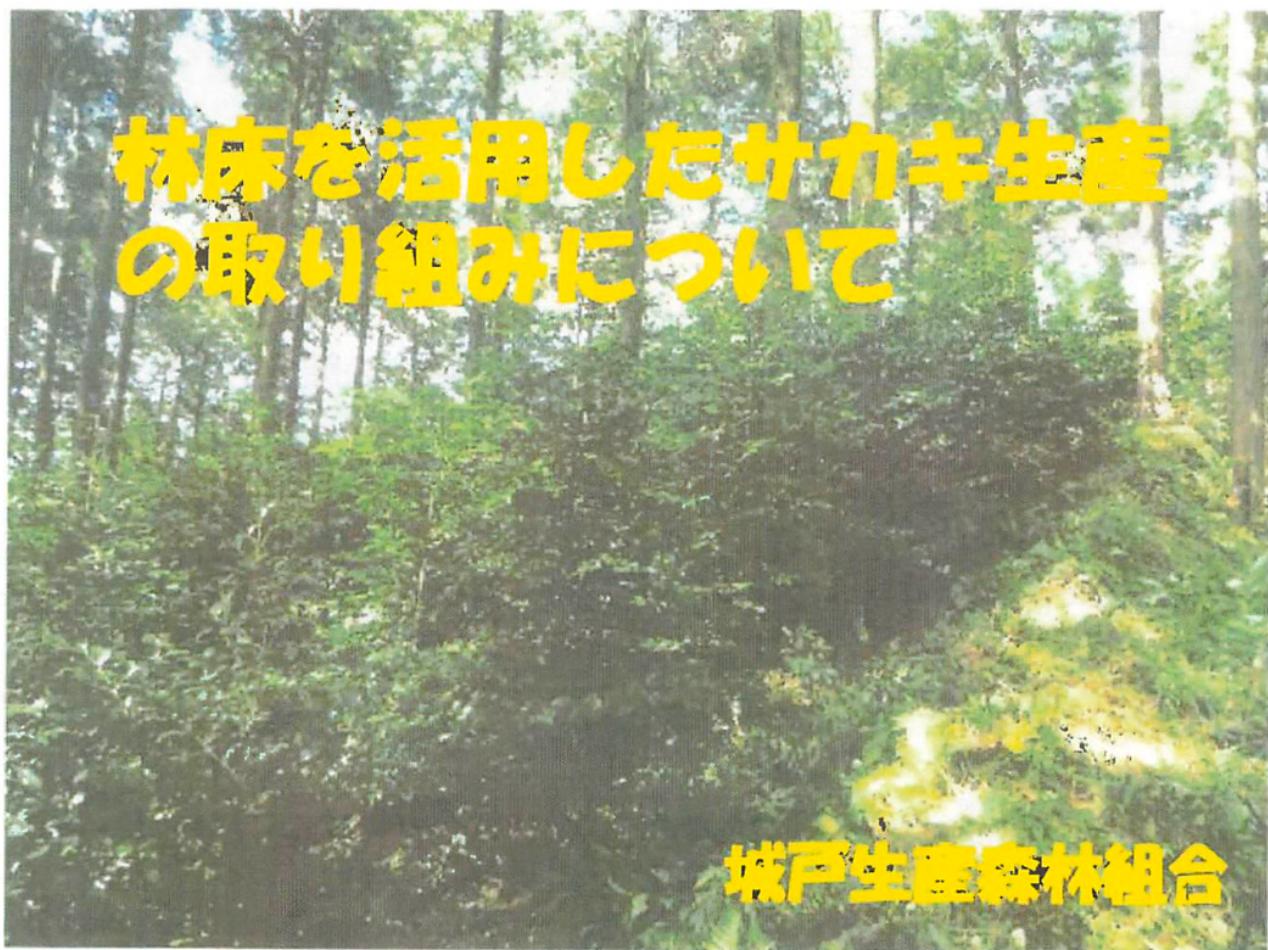
(黒岩) ありがとうございます。質問の内容を2つに分けて、まず県外から伐採に来る所があるかないか、と、所有山林を皆伐、再造林するところがないか、というようなご質問でよろしかったでしょうか。

(司会・佐藤) はい。皆伐して、その後植えない、という選択もありますよね。

(黒岩) まず一点目の、県外から、のお話ですが、大々的に入ってきて伐っていくということは、やっぱり宮崎県さんとかは山が大きいからありますけど、長崎県内では、宮崎県さんで問題となっている同規模のそこまで大きな話はございません。それと皆伐、再造林もしくは天然更新、という考え方でしょうか。それについては、皆伐再造林となると、木材の値段もそうですし、再造林した後の保育の費用もかなりかかるので、なかなか積極的に再造林を自分達でやっていこうというような実態は少ないです。行政としても皆伐再造林をしながら、ちょっと話は変わりますが、林分構成というのがちょっといびつではあるので、高齢林の構成が高くて若年性林の構成が少ないとこをなんとか平準化したいというのはある。そうすることで継続的な林業経営が続いていくというふうにしたいというのは行政の考えとしてはあるのですけど、なかなか今お話をのように、皆伐再造林、再造林後の今度保育の費用、こちらもかなりかかるということで、なかなかそこが進まないというのは、あります。進めたいけどなかなか進んでいかない、そのために県では色々な補助制度とか、

やってはいるところでございます。

(司会・佐藤) どうもありがとうございました。それでは次の報告に移りたいと思います。



城戸生産森林組合の概要 (R2.6現在)

「優良大径材の生産が
行える山づくり」
を目指して昭和36年発足

- ・名 称：城戸生産森林組合
- ・設立年月 日：昭和36年10月11日設立
- ・所 在 地：三養基郡基山町大字小倉2395番地1
- ・組 合 員 数：~~57名~~ 85名 (令和6年8月31日現在)
- ・役 員 数：理事6名、監事2名
- ・所 有 林：19.5ha
(スギ1割、ヒノキ7割、その他)
- ・保 有 機 械：スイングヤーダ(ザウルスロボ)
- ・サカキ植栽面積：6.8ha
- ・〃 植栽本数：約15,000本
- ・作業路延長：約3,000m
(うちコンクリート路面：463m)



サカキ栽培の契機

国特別史跡「基肄城」の町有化に伴い、城戸生産森林組合
所有の森林が約150haから20haに減少

組合所有林の適正な森林整備と更なる組合の健全な運営を
図るため、植林の収入は何十年に一度の伐採、その間の
新たな収入源確保の方法等について模索

当時（平成14年）の農林事務所林業普及指導員に相談
サカキを栽培してはどうかとアドバイスを受け、先進地を
視察

平成15年度からサカキの植栽を開始

平成24年1月より収穫（8年目）

3

サカキ栽培に着目した理由

- ヒノキ林の林床を活用できる
- 年間を通して出荷できる
- 栽培から生産・収穫を軽作業で行える
- 年々成長することで、生産量が増加する
- 安定的に収入を確保できる
- サカキの需要に供給が追いついていない

サカキの特性・栽培適地

性状

- ツバキ科サカキ属の常緑高木で樹高8~10m、胸高直径20~30cmに達することもある
- 葉は互生し、やや革質で厚く光沢があり、深緑色

特性

- 耐陰性の強い樹種
- 日陰で葉が大きくなる性質を持つ

神社や神廟に供える
など、神道の神事に
も用いられる植物
「樹（サカキ）」



栽培適地

- 浅根性であるので、土壤は肥沃な埴壌土で風通しがよく排水のよい所
- 日中の気温が低い午前中に光が和らいで当り、午後に日陰になる北・東向きの緩傾斜地（木漏れ日程度で遮光率40%）

5

生産基盤である作業道の整備

※収穫や消毒がしやすい作業道



高性能林業機械（ザウルスロボ）による作業道作設後

6

「サカキ」栽培地の整備状況

ヒノキの間伐実施



7

「サカキ」栽培地の整備状況

間伐材の搬出



高性能林業機械を使って
伐採木を引き出す

間伐材の整理



引き出した伐採木は作業
道へ仮置き

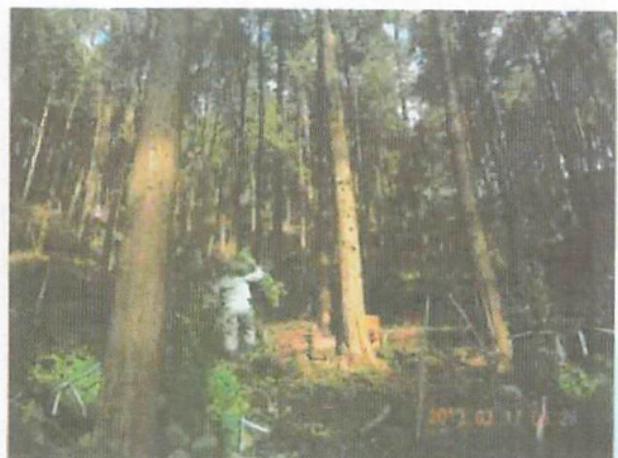
8

「サカキ」の栽培状況

サカキ苗の植栽



間伐実施後に、約2m間
隔でサカキを植栽する



サカキ苗の人力運搬状況

9

「サカキ」の栽培状況

下刈り（2回／年）状況



10

サカキ栽培地の林内状況

サカキ植栽年度：平成20年度



栽培に適した照度を確保するため、除伐を実施

11

サカキ栽培地の林内状況

サカキ植栽年度：平成20年度（H29.10撮影）



サカキが4.0m以上の高さに成長

12

サカキ栽培地の林内状況

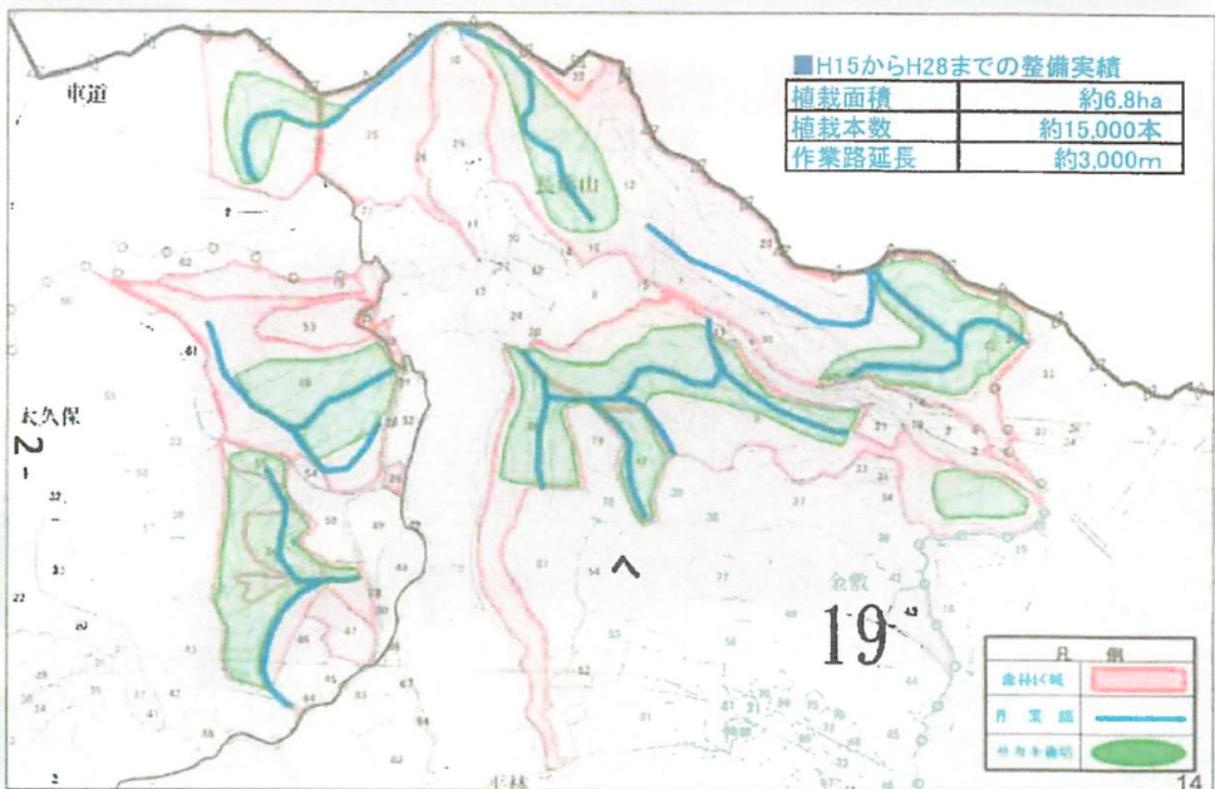
サカキ植栽年度：平成20年度（H30.10撮影）



サカキが4.5m以上の高さに成長

13

これまでの整備実績



サカキの生産・出荷の流れ

① 収 穫



○ 収穫
× 収穫しない

色・艶の良い葉を選び、先端から50cm程度で収穫

15

サカキ生産・出荷の流れ

② 作業場まで運搬

すぐに水につける



16

サカキ生産・出荷の流れ

③ 選定・結束



菱形に見た目良く整え、出荷先の基準に合わせて結束する。

17

サカキ生産・出荷の流れ

④ 水洗い

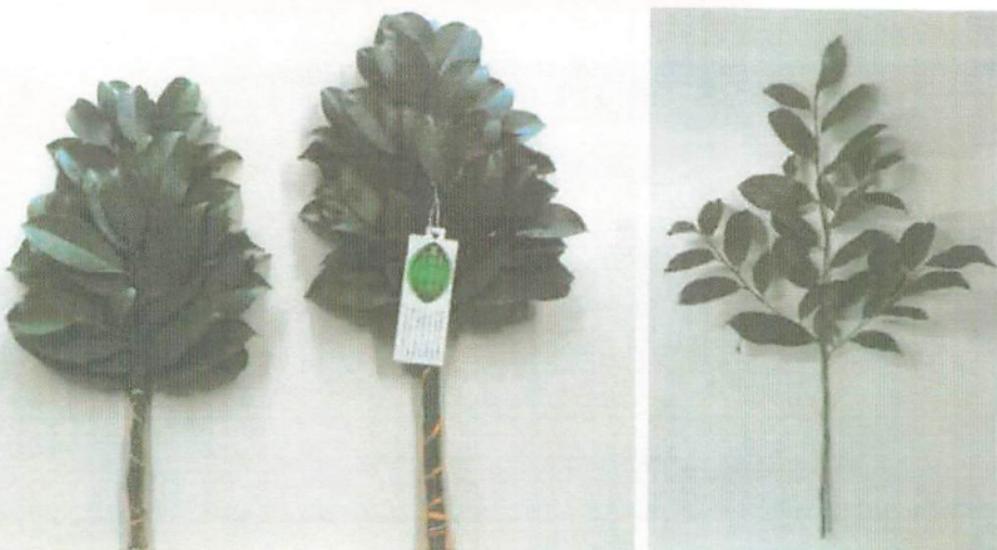


葉の表面に付着した泥・埃などを洗い流し、水場へ仮置き

18

サカキ生産・出荷の流れ

完成品



出荷先の基準に合わせて出荷。束は35~50cm程度。

19

今後の課題

病害虫（白藻病）対策



H25に白藻病が確認され、応急処置として薬剤散布を実施

20

今後の課題

病害虫（ヨコバイ）対策



H30.3 サカキの新たな害虫「ヨコバイ」による吸汁被害を確認

21

今後の課題

（1）作業環境の改善

→ 作業道舗装や作業施設・整備を充実

（2）栽培技術等向上・病害虫対策

→ 先進地視察などにより情報収集

（3）生産体制づくり

→ 組合員の力を活用し、後継者を育成

（4）サカキ生産の拡大

→ 地域一体となったサカキの産地化

22

平成28年度全国林業経営推奨行事 林野庁長官賞受賞



23

MEMO

【質疑応答】

(司会・佐藤) どうもありがとうございました。追加で私から質問というか、教えて頂きたい点があるのですけど、間伐をしたり、作業道を3000m作ったり、それからサカキの生産は、これはどなたか業者に頼んでやられたんですか？ それとも自分たちでやられたのか、それを教えてください。

(酒井) 実はこれはすべて当組合の組合員で行いました、で、幸いなことに、ザウルスを使ったところがあったと思いますが。この組合の方で、専門の、実際的に組合員であり、また個人でも林業を行う人がおりまして、あと土木業者の組合員さんもおられましたので、こういう形で積極的にご協力いただいて、組合員だけでまず間伐、そして作業道の作成を行ったと。で、植林にいたしましても、すべて組合員を通して、まあその分、先ほどもちょっと申しましたが、土地売却によります余剰金を使いました。作業報酬というのも加味しながら、現在やっています。

(司会・佐藤) ありがとうございます。それでは皆さんから質問を受けたいと思います。はい。江渕先生。

(江渕) 島根大学の江渕と申します。城戸生産森林組合設立は昭和36年ということですね。そのきっかけは何だったのですか？

(酒井) これは、3組合、昭和26年ですか、払い下げの中で、ありましたのですが、その2組合は50年から40年前に開催しておりますが、そういう中で、当時の組合の役員さんが、このままではなくなる可能性があるのではないかというような危機感をもって…

(江渕) ちょっと待ってください、なくなる可能性と仰いましたが、なくなるというのは何がなくなる？

(酒井) 解散する可能性もある、というような形で、それじゃあ法人化をしてみたらどうなのかと。それによって、この150haある組合、今までどちらかと申しますと、各組合長の名前で名義変更していたわけですね。それをやはり法人化することによって、その危険性をなくす。つまり、もしその組合長さんが亡くなつたとき、色々な問題が生じます。そういうようなことを先人の役員さんが感じて、昭和36年の10月11日に設立したというふうに聞いております。申し訳ございません。私もその当時はまだ子供でございましたので、ここにおられる中では一番の年ではあるかとも存じますけども、正直申しまして当時の詳しいところは、もう私の祖父から聞いた内容でございますが、そういうように、基山町内では3組あった中で、さすがにもう解散しようか、という話が出ていたということで、当組合では組織化して法人化することを選んだと聞いております。

(江渕) わかりました。さらに伺いたいのですけれども、昭和41年だったですかね、入会林野近代化法という法律を国が作りましてね。入会権という民法に規定がある権利なんんですけど、入会権という、非常に何かこう曖昧な、わけのわからない権利が民法に規定があると。その入会権の主体である組織をどうにかしなくちゃいかんという何か、危機感が国

にあったようなんですよ。それでね、都道府県の地方行政を通じてですね、この近代化法に基づいて入会権を全部消してしまって、生産森林組合を作るというのも一つの方法。もう一つは個人で分割してしまう。そういうた施策をとるべきであろうということからですね、国から都道府県などの地方行政を通じてですね、そういうた入会林野近代化法、いわゆる入会整備の指導が始まっているんですよ。その過程で生産森林組合という法人が設立される傾向に出てきたわけです。ところがですね、確かに佐賀県だったと思いますが、それ以前に地元が自発的に生産森林組合を作る傾向にあったんですよね。これがなぜなのかがよく私でもわからないんですよ。

(司会・佐藤) ちょっと口挟んでいいですか？ さっきの三つの組合っていうのは、もともと国有林だったのが払い下げられたのですか？

(酒井) はい。実際あります。

(司会・佐藤) それが戦後に払い下げられて、地元に組合が三つできて、そのうちの一つが城戸生産森林組合なので、もともと国有林だった。だけど、地元利用がもともとされていたんですよね。

(酒井) 確か。で、実際私の母方の地元に園部組合というのがございまして、私も祖父から聞いた話ではございますが、その祖父も当然あの組合員の中に入っていたと。ただ、どうしても立地的なところと、また地域性の問題もあったみたいで、その組合が最初に解散したんですけど、まあ私もその当時10歳いくらかの頃。だから正直申しまして、詳しい内容はちょっと把握できないんですけど、やはりどうしても、林業に重きを置くよりも、土地柄的に農業の、ようは田畠の方に力を入れていたという自治体があります。そういう形で個人分散して解散するような方法をその園部組合が取ったという経緯を聞いております。そういう中で、また次に宮村組合というのがあったのですが、これはもう当組合のすぐ隣なんですけれども、こちらもやはりいろんな組合さん同士の軋轢的なものがあって、その中で、私の聞いたことではございますけれど、やはりそういった危機感があったので、城戸生産森林組合は、やはり町の行政的な指導もあったと思いますけれども、法人化に踏み入ったというようなことを聞いておりまして。正直申しまして、昭和36年に法人化したというのは、非常に早い段階での生産森林組合と聞いてはおりますが…以上で、申し訳ございません、勉強不足で。

(司会・佐藤) ありがとうございます。

(大田) 組合っていうのは、のは何組合ってあるのですか？ その際、国有林を払い下げた時にあった三つの組合っていうのは『組合』だけなのですか？

(酒井) 当時の名前で申しますと、園部組合。それと、宮浦組合。実は基山町の歴史的なものに遡りますと、園部村、宮浦村、城戸村という、もっと入れると小倉村、長野村という五つの部落がございまして、これがまず村を作りまして、そして町行政と入っていったという流れがありましてですね。で、その中で、宮浦、城戸というところが実は一番山の。で、後の小倉、長野というの平地でございまして、山がなかったというような形で、要はその

林野庁というかですね、土地を与える代わりに人工林、つまりスギ・ヒノキを植えてくれと。で、当組合の方はまあその当時の、ヒノキがいいのではないかというところで。150haのうち約120,130haはやはりヒノキ林だと思います。あの30haがスギになっていたんじゃないかなと存じますが、今現在もほとんど町有化して、130haはもうすべて町のほうに。そのままバラした状態になっておりますので。そういう状態ではございます。

(大田) 組合というのが、農業組合といった、なんとか組合っていうのではなくて、単なる組合なのですか？

(司会・佐藤) 前身ですよね？ 国有林から払い下げられた…

(酒井) 当初はですね。地元のですね、分収林という形なのですから。これは当時、払い下げた分を分けて、そして地元で管理するというような。で、ちょっと当組合の簡単な組織図も、お話しさせていただきますと、まず今、組合員数81名まで下がりましたけれども、当初150名を超えておりました。で、小倉区が実は8組合ございまして、現在もその組合の中から一応は推薦によって役員を設置する。で、役員は8名で、そのうちの6名が理事で、二名が監事という形で運営をいたしております。これが、昭和36年の10月に設立されてから、ずっと役員体制を行っている、今、定款でもやっておりますが、で、定款はもうこの63期まできておりますけれども、この役員組織に関しては改革しておりません。以上でございます。

(司会・佐藤) 私、生産森林組合がザウルスを持っているというのに非常に驚いたんですけども。19haだと當時使わないと思うんですけども、貸し出したりされているのですか？

(酒井) 現在は、先ほど申しました、林業を分かっている組合員さんに貸し与えていたんですけど、維持費が非常に高くなっていますので、現在は譲与いたしました。

(司会・佐藤) よくわかりました。でも、そういう機械まで入れて、作業道までしっかり作られると、20ha弱でもかなり収益も出して。サカキがあるからだと思うのですが、間伐を定期的に行えているという…

(酒井) いや、間伐はあくまでもサカキを生産するための植林の、という形でやっておりますが、今現在はもう枝打ちも進めておりますし、間伐する状態のところがほとんどございませんので、残念ながら現在は間伐等におけるザウルスロボの搬出は行ってはおりません。

(司会・佐藤) ありがとうございます。それと、何人ぐらいサカキに関わられて、80名のうち、実際どのくらいの方が組合活動に参加されているでしょうか。

(酒井) まずサカキを維持するために下草刈りを当然年に3,4回行っておりますが、最近のデータだけで言いますと、残念ながらだんだんと若手が少なくなりまして、だいたい20名程度の参加で。ただ、延べ人数にしますと、やっぱり80名程度です。で、サカキの収穫等に関しては現在6名体制で行っておりまして、週1。で、水曜日を自由にして、仕事関係がありますので、木曜日の日に、今度は女性6名と男性6名における裁断と束ね、そ

して出荷。という段取りで行っておりまして。ただ当組合が一つだけ、市場から実は依頼を受けておりますのが、年に 50 回の、要は出荷を行っていると。毎週に近い状態で行わせていただいていると。そして実はサカキというのは、ご存知と思いますが、新芽の時期がまいります。これが温暖化によって少し早まったりしてきておりますけれども、例年ですと、だいたい 4 月の上旬から 6 月の上旬ぐらいにかけて、2 ヶ月ぐらい葉っぱが、また枝が伸びていまして、新芽が固定していきます。その間は水につけますと、もう切り花で水につけますと、まず新芽は枯れてしまって商品になりません。ただ、それを我々はうまく、出荷数は減らしておりますけれども、常に需要があるものですから、市場との関係等があって、常に生産できるような体制にだけしております。

(司会・佐藤) ありがとうございます。そういうマーケティングまで、すごく長けた方がいらっしゃるっていうのが非常に興味深くお聞きしました。質問があればお願ひします。

(大田) さっきから解散とか税金対策がとか、そういう話ありましたのでお聞きしたいんですけど、年間で継続してあるような収入源っていうのが、まあ多分サカキがあると思うんですけど、サカキで、いくらぐらいの収入があるのかというのと、あと経費とか差し引いても収入源が黒字だと思うんですけど、どのぐらいの規模なのかなど。

(酒井) 残念ながら当組合は赤字団体でございまして。と言いますのは現在、昨年度の実績だけで申しますと、サカキだけでいけば、先ほど 778 万ほどで、サカキに関する経費としますと 590 万、約 600 万近くで 100 何十万かの黒字的な数字があるんですが、これはあくまでサカキに関する生産。しかし、これにプラス、今度は下草刈り、あるいは消毒、あるいは役員報酬、あるいはこれに対する保険関係、諸々をやりますと、残念ながら昨年度も 290 万ほどの赤字になっておりまして、今、売却したプール金を崩しているという状況でございます。あと、組合の法人としましては、とりあえず 1 千 4~500 万まで売上を拡大できれば黒字化できるんじゃないかというデータはあるんですが、いかんせん本数が限られてきている。それに対して害獣関係のものが出てきておりますので。ただ、一つだけ明るい見通しがございますのは、今の、実は町長が約 8 年ほど前から基山サカキプロジェクトと銘を打ちまして、組合員さん以外の山をお持ちの方々にもサカキを植えていただきております。実際これがまあ 7,8 年経っていまして、本数的に約 1 万本。町の助成金をもって栽培されております。これを個人的に出荷されているところもございますが、大々的に生産できるものが 2,3 年から 5 年ぐらいじゃないかと思います。この中で、今度は販売ルート等を持っている当組合とのタイアップということも町の方でも考えておりますので、こういう事情が非常に多いサカキですので、これを機会に増やしていただく可能性はあるんじゃないかなと存じます。

(司会・佐藤) ありがとうございます。オンラインの方から手が挙がっております。林野庁の吉川様お願ひします。

(吉川) すいません、ありがとうございます。教えていただきたいのは、サカキの苗木

っていうのは、その町内で作られている方がいらっしゃるのか、それかその他の地域から持つてこられているのかというのがわかったら教えていただきたいのと、もう一点は、最初に植えられたサカキがもうそろそろ 20 年になってくると思うんですけど、先ほどの話だと、だいたい 2,30 年ですよねっていうお話をどっかで出てきたと思うんですが、そろそろ代替わりをするような時期になってくるのか、まだまだいけそうな感じなのか、その辺ちょっと教えていただいてもいいですか。

(酒井) まず一点目の苗木の件に関しましては、実は当組合が購入しましたのが宮崎県の、確か高千穂地区の苗木だったと存じます。で、現在苗木そのものを当組合でも、枝を一応接手して、これは苗木としてもそのまま、土につけておけば根を張ることがあるんですが、残念ながら何百本か試しておりますがなかなか成長がいかず、当組合の方では今後もし移植するにしても、業者から購入する手があるかなというのが一点でございますね。あと、このサカキの本質的なものを申しますと、まだ 20 年というのは若木でございます。実際に当組合でも先進の視察を行っておりますが、やはり 50 年、60 年は十分生産できる木でございますので、まだまだ若木としてこれから成長していくものだと存じております。今一番大きいので、直径で 10cm ほど。まだまだ小さいものになりますと、まだ 5cm くらいの木でございますので、あとは剪定によるやり方も今研究している段階でございます。

(吉川) はい、ありがとうございました。

(司会・佐藤) ありがとうございます。その他にございませんでしょうか。山下さん、お願いします。

(山下) 東京農業大学の山下と申します。お話をありがとうございました。ちょっと簡単なことで聞き漏らしたかもしれないんですけども、先ほどのサカキの生産に参加されている組合員さんには何らかの報酬というか、労働に対する対価っていうのは支払われていらっしゃるのかどうか教えてください。

(司会・佐藤) 日当みたいなものもあったら教えてください。

(酒井) はい。これは私も含めましてすべて時給でやっております。で、今、最低賃金の部分と、まあこれは束ねで。あと収穫の方が、非常に傾斜が厳しい山林でございますので、ちょっと多めに対価をつけて支払いをさせていただいております。

(山下) はい、ありがとうございました。少し安心いたしました。それで、先ほどの赤字になるということですね。はい、承知しました。ありがとうございます。

(司会・佐藤) はい、ありがとうございます。なので、赤字とはいえ地域にお金が回っているという、その役割は非常に大きいなと思ったところです。そのほかに質問ございませんでしょうか？ よろしいでしょうか。それでは今日は、詳しくどうもありがとうございます。小面積ながら活発に活動されている、生産森林組合があるっていうことを改めて認識させられました。ありがとうございます。どうもありがとうございます。

【第3報告】

鳥羽市菅島の入会権問題

中央大学 古積健三郎

1 はじめに

三重県鳥羽市の菅島には「菅島町内会」という団体があり、その団体が業者を通じて島内で採石事業を展開してきた。今回の裁判で所有権の帰属先が問題となった土地については、鳥羽市名義の所有権の登記がされていたが、昭和の終わりには、その所有権が「菅島町内会」に帰属するのか、あるいは鳥羽市に帰属するのかが問題となっていた。このため、双方が故黒木三郎教授を代表とする研究グループに係争地の権利関係の調査を依頼し、黒木グループは菅島および「菅島町内会」の沿革、係争地の所有権の帰属に関する調査記録を残した。それが、黒木三郎編『鳥羽市菅島地区入会問題調査報告書』(1990年、入会研究会)である(以下では、これを「黒木報告書」という)。

平成29年10月、「菅島町内会」は、鳥羽市に対し、「菅島町内会」の代表者名義に係争地の所有権移転登記手続をすること、および係争地の所有権が「菅島町内会」の構成員に総有的に帰属することの確認を求める訴えを提起した(平成29(ワ)第432号土地総有権確認等請求事件)。また、「菅島町内会」の委託を受けて採石活動をしている鶴田石材(株)は、原告側への補助参加を申し立て、裁判所はこれを認める決定を下した。

第1審は、原告の請求を棄却したが(津地判令和3年4月19日)、控訴審は、後述のように、「菅島町内会」による係争地の取得時効を容認し、その請求を認めた(名古屋高判令和5年7月26日)。鳥羽市は上告したが、先日、最高裁はこれを棄却している(令和6年11月27日)。以下では、菅島ないし係争地の歴史を概観し、第1審、控訴審の内容を簡単に見たうえで、これに対する筆者の見解を述べたい。

2 菅島の歴史—訴訟までの流れ—

(1) 明治維新前の係争地の状況

菅島の島民集団は明治維新前には一つの村、すなわち、独立した自治機能を有する生活協同体を形成していたところ、この生活協同体は地元では「地下」と呼ばれていた。江戸時代の旧菅島村落は鳥羽藩内にあって、係争地は鳥羽藩の藩有林とされていた。「地下」の構成員は、主に漁業を営みつつ、係争地からは木を採取して、燃料等に使用していた。もっとも、鳥羽藩との関係では、係争地からの木の採取は基本的には自由とされていたが、松の木の採取は鳥羽藩によって禁止されていた。

(2) 明治維新の官民有区分と係争地の払戻し

明治維新における地租改正、官民有区分によって、係争地は官有とされ、その後は御料地

とされた。他方で、旧菅島村落は、明治22年の町村制の施行時には、他の村落も包含する答志村の一部となつたが、その後は答志村から分村され菅島村となつてゐた。

明治政府は地元民の官有地の利用を禁止することにしたので、従来「地下」の構成員が行つていた係争地からの収益も制限されることになった。このため、全国的に広がつてゐた官有地の払下げの運動が菅島においても起つた。大正2年8月9日、係争地を含めた一帯の土地について払下げがなされたが、払下げの相手方は、明治21年に制定された町村制を基礎とする菅島村とされた。それゆえ、係争地の所有権に関する登記名義も菅島村とされてゐた。

係争地が官有地とされてからはその利用が制限されたものの、その後の払戻しの結果、再び地元民による係争地の利用が継続的になされるようになり、大正5年の頃には、その方法は、従来の木の採取から採石に転換するようになつていつた。それは、菅島の土地が必ずしも植林に適した土地ではなく、カンラン石で構成されていたため、むしろ、採石が収益として注目されるようになったからである。

この採石事業による収益は、当初は、菅島村の会計で処理されており、採石事業を業者に委託する契約の主体も菅島村とされていた。ところが、地元では、江戸時代以来の生活協同体である「地下」の構成員と、新町村制によつて成立した菅島村の構成員がほとんど重なつてゐたことから、採石事業による収益も江戸時代以来の「地下」にそのまま還元されていたと思われる。そのためであろう。採石事業にかかわる業者への委託契約も、途中から、「地下」の意思決定機関である「菅島協議会」の名義でもなされる一方で、菅島村での会計処理記録が途絶えてしまい、最終的には、昭和29年の菅島村の鳥羽市への合併の直前には、菅島村名義での契約が消えるまでになつた。

(3) 菅島村の鳥羽市への合併の頃の状況

昭和29年11月1日、菅島村は鳥羽市へと合併された。合併の前後には、係争地に関して関係者による二つのやり取りがあつた。第一は、昭和29年10月10日、菅島村長と「地下」の意思決定機関である「菅島協議会」の代表者との間で、係争地の所有権を菅島村から「地下」に譲渡するという趣旨の合意がなされたことである。第二は、昭和29年11月29日に、旧菅島村長から鳥羽市長代行に対し、係争地を除いたいわゆる「嫁入り財産」(429番の67の土地)のみが鳥羽市に引き継がれる旨を記した文書が提示されたことである。これらのことが影響していたためか、係争地の登記名義は、鳥羽市への合併があつてもそのまま菅島村名義のままになつてゐた。

しかし、大きな問題があつた。昭和29年4月25日、議決権を有する菅島島民195名が参加した村民大会において、昭和29年合併につき、大多数による賛成を得ていたにもかかわらず、上記の10月10日の菅島村長と菅島協議会長との合意は全く菅島村会の審議を経ていなかつた。すなわち、この合意は菅島協議会の関係者の間でされたにすぎない。

昭和35年には、「地下」の意思決定機関とされていた「菅島協議会」が整理され、新たに「菅島町内会」が立ち上げられ、その団体規約も制定された。以後は、採石事業の業者との契約はこの「菅島町内会」名義でなされるようになつた。もともと、「菅島協議会」は、

「地下」の意思決定機関であるとともに、これとは法的に異なる公共団体菅島村や地元の漁業協同組合との意見調整の会議体としての意味も併有していたようである。しかし、鳥羽市への合併によって事情が変わったために、「菅島町内会」という純粋な入会団体として再編成されたものと思われる。

(4) 鳥羽市と「菅島町内会」との対立

昭和48年に、「菅島町内会」は、鳥羽市に対して、係争地の所有権が「菅島町内会」にあることを認めるように申し入れ、翌年からは、採石量も大幅に増えるようになった。しかし、昭和53年3月24日付の毎日新聞は、本来、係争地は菅島村から鳥羽市に承継されるはずであったにもかかわらず、なお「菅島町内会」が係争地での採石事業を継続し、その収益がますます拡大している点を問題視する記事を掲載した。おそらくこのことを受けて、昭和53年8月30日、鳥羽市が係争地について菅島村からの所有権移転登記手続を完了した。

このような状況において、鳥羽市および「菅島町内会」の双方の委託を受けて、黒木三郎教授らが係争地の権利関係を調査することになった。その内容をまとめたのが、前述の黒木報告書である。黒木報告書は、係争地の所有権がもともと菅島村ないし鳥羽市に帰属していたものの、「地下」ないし菅島町内会の利用態様の変遷により、その入会権が共有の性質を有しないものから共有の性質を有するものに転化した、という結論をとった。これを受けて、平成2年10月3日、「菅島町内会」は係争地の所有権移転の登記をするように鳥羽市に申し入れたが、鳥羽市は「菅島町内会」の請求に応じることはなく、登記はそのままの状態になっている。

平成11年10月12日、「菅島町内会」は、係争地の所有権が自らに属することを鳥羽市に認めさせるために、津簡易裁判所にその調停を申し立てたが、これは平成12年6月20日に取り下げられた。他方で、「菅島町内会」から採石事業の委託を受けた鶴田石材(株)は、三重県から採石業の認可を得る際には、登記簿上の所有者である鳥羽市にその同意を得る手続をとっていた。また、「菅島町内会」は係争地の固定資産税を払っていない。

平成10年代には、採石事業による景観ないし環境の破壊が鳥羽市では問題視されるようになり、平成15年には、鳥羽市、「菅島町内会」、採石業者の鶴田石材(株)の三者により菅島採石場の緑化のための協定書が定められた。ところが、それから10年近くなっても期限内の緑化施工の完了が困難な状況であるため、菅島採石場における緑化復元計画および採石場跡地の活用に関して「菅島採石場検討協議会」が設置された（https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/keiyaku_kanzai/gyomu/shingikai_iinkai/2519.html）。それにもかかわらず、係争地を含んだ採石場の緑化は進まず、違法な盛り土が発覚した（<https://mainichi.jp/articles/20220623/k00/00m/040/302000c>）。

3 裁判所の判断の概要

(1) 主要な争点

(a) 「菅島町内会」の当事者適格

江戸時代以来の菅島の入会集団、すなわち「地下」と「菅島町内会」の同一性があるとして、その構成員に総有的に帰属するとされる土地について、「菅島町内会」が当事者適格を有するのか。

(b) 官民有区分の際の所有権の帰属

官民有区分により係争地は官有とされたものの、実質的には「地下」に所有権が帰属していたと判断することができるのか。

(c) 大正2年の払下げの相手

大正2年の払下げは行政村の菅島村宛にされているが、これを実質的に「地下」に対する払下げであったと判断することができるのか。

(d) 取得時効の成否

主に、①昭和29年10月10日、菅島村長と「地下」の意思決定機関である「菅島協議会」の代表者との間で、係争地の所有権を菅島村から「地下」に譲渡するという趣旨の合意がなされた時点、②昭和29年11月29日に、旧菅島村長から鳥羽市長代行に対し、係争地を除いたいわゆる「嫁入り財産」(429番の67の土地)のみが鳥羽市に引き継がれる旨を記した文書が提示された時点、を起算点とする取得時効が成立するのか。

(2) 第1審の判断

(a) について。

最三小判平成6年5月31日(民集48巻4号1065頁)は、入会団体が「権利能力なき社団」に該当する場合には、当該において入会権に基づく請求の訴えを提起するために要求されている意思決定の決議がされれば、その代表者は入会団体の名において訴えを提起しようとしていた。

裁判所は、これを受け、「菅島町内会」では、構成員の5分の4を定足数とする総会において出席者の5分の4以上の賛成があれば、代表者が入会権に基づく請求の訴えを提起しようという規約があることを認定し、本件ではその手続がされていることを根拠として、訴えを適法とした。

(b) について

裁判所は、係争地はもともと鳥羽藩に属し、明治維新後には官有となったことを否定する論拠がないとした。

(c) について

裁判所は、大正2年の払下げは、その形式通り、「地下」ではなく、菅島村にされたものであるとして、「地下」への所有権の帰属を否定した。

(d) について

最三小判昭和46年3月30日(集民102号371頁)は、所有権の取得時効に要する占有の要件として、排他的継続的な占有を要求している。これを受け、裁判所は、原告ら

による採石作業の場所が一定していないことなどを考慮して、これを否定した。

さらに、裁判所は、仮に原告に占有が認められるとしても、その占有は他主占有であった以上、これが自主占有に転換する必要があるが、上記の①②の事情によつては、民法185条の適用による自主占有への転換は認められないとした。すなわち、①は、菅島村長が村議会に諮ることなく、自分が顧問となつてゐる菅島協議会との間で秘密裏に締結された合意であり、185条が本来の権利者に取得時効の中止の機会を与える意味で時効の進行を明確にする事情を自主占有への転換事由とした点にかんがみれば、このような合意には185条を適用することができない。また、②も事務処理的な説明に過ぎず、これによつて自主占有への転換及び時効の進行を認めることはできない。

(3) 控訴審の判断

控訴審は、(a)～(c)の争点については第1審の判断を維持したが、(d)の争点に関して、第1審とは異なる論拠により地下ないし「菅島町内会」の取得時効を容認した。すなわち、①第1審が援用した最三小判昭和46年3月30日(集民102号371頁)の考え方には本件には当たらないとし、さらに、②昭和29年10月の菅島村長と菅島協議会との合意によつて他主占有から自主占有への転換が認められたとした。①については、要するに、菅島には島民以外の者が出入りすることが少なく、入会権の行使が他者を排除する排他的支配に当たる、というのがその理由といえる。②については、昭和29年10月の合意は、菅島島民全体の利益を配慮したものであり不公正なものではなく、これによつて自主占有への転換を認めても問題はない、というのがその理由である。

4 検討

(1) 概観

菅島町内会に所有権が属するか否かについては、官民有区分の正当性や大正2年時の払下げの相手方を実質的に「地下」とみることができるのであるのか、という論点も問題ではある。しかし、これらについては、黒木報告書も、係争地は官有であったことを前提にし、また、払下げ時の会計処理も菅島村の会計でされていた点から、払下げの相手は菅島村であったとしている。第1審、控訴審の判断も、この点については異なっていない。

そのため、「地下」ないし菅島町内会の係争地の利用態様によつて、当初は公有とされた土地が入会集団に属することになったという判断が果たして成り立つかが最終的な論点となつた。黒木報告書は、これを入会権の変遷という論理で肯定したが、裁判所はそのような立場はとらず、もっぱら取得時効の成否に焦点を当てた。そこで、筆者も、取得時効についての控訴審の判断に焦点を当てたい。

(2) 排他的占有の認定

控訴審が、判例規範、すなわち、「客観的に明確な程度に排他的な支配状態を続けなければならない」ことは本件には妥当しない(判決理由55頁)とした理由は、結局のところ、

係争地は從前から菅島島民によって利用されてきており、菅島は「海によって近隣の村や町と隔てられ、基本的に島民以外は入ることができない場所であるから、第三者と占有が競合する恐れはほとんどない」という点に尽きる（判決理由 54 頁）。

しかし、この立論は、取得時効を援用している「地下」ないし菅島町内会と公共団体旧菅島村を区別しない点で問題である。確かに、特に交通の往来が活発でなかった時代では、島民だけが島の土地を支配しやすいため、島民による土地の排他的占有は認められやすい。しかし、菅島島民とは、旧菅島村の住民全員、旧菅島村の構成員を意味し、その構成員資格と私的団体である「地下」の構成員資格は一致しない。それゆえ、「地下」が住民全体を構成員とする旧菅島村の支配を排除して、もっぱら単独で係争地を支配しているとは簡単に認定することができない。

（2）自主占有への転換の認定について

（a）「地下」と菅島村の区別

係争地の占有状況がどうであったのかは筆者には判断しがたいところがある。しかし、控訴審のさらなる問題点は、他主占有から自主占有への転換を容認したその理屈である。

判決は、大正 2 年に国から係争地の払下げを受けた実質的主体を地方公共団体の旧菅島村とし、「地下」ではないとしている（判決理由 43～45 頁）。そのうえで、昭和 29 年 10 月 10 日にされた旧菅島村の村長と「地下」の意思決定機関である菅島協議会の代表者との係争地の譲渡の合意は、地方自治法 96 条 1 項 6 号・8 号で定められた旧菅島村議会での議決を欠いたものとしている。このさい、旧菅島村と「地下」との調整の役割も担っていた菅島協議会の議決を旧菅島村の議決と同視しないとして、譲渡合意も無効であるとしている（判決理由 45～46 頁）。さらには、大正期以降に「地下」による土地利用が採石事業に変遷してきても、「地下」が有していた権利は、旧菅島村の所有する係争地の上の共有の性質を有しない入会権（民法 294 条）のままであったとしている（判決理由 47～51 頁）。

ここまででの判断は、係争地の所有権が「地下」ではなく、これとは異なる権利主体である旧菅島村に属していたというものである。

ところが、昭和 29 年 10 月 10 日にされた旧菅島村の村長と菅島協議会の代表者との合意の解釈に関しては、控訴審判決は、上記の前提を覆し、「地下」と旧菅島村を同一視して、「地下」ないし菅島町内会による所有権の取得時効を容認している。すなわち、控訴審は、上記の合意が菅島島民のためのものであり、あたかも旧菅島村住民全員の利益になるかと強調しているが（判決理由 57～58 頁）、菅島島民とは旧菅島村に住所を置くすべての住民であり、すべての住民が旧菅島村の構成員となる。これに対し、明治 21 年の町村制の前から存在していた旧村集団である「地下」の構成員資格は、旧村の撫ないし慣習によって定められており、明治 21 年町村制ないしは地方自治法によって成り立つ公共団体旧菅島村の構成員の資格とは異なる。それゆえ、旧菅島村の住民全員が当然に「地下」の構成員になることはできず、すべての住民を構成員とする旧菅島村の公有財産の処分のためには、その利益の確保のために、地方公共団体の旧菅島村において必要となる法的手続が不可欠である。

「地下」の意思決定機関である菅島協議会と「地下」の主要メンバー（顧問）であった村長との合意は、旧菅島村住民全員の利益を担保するものにはならない。それにもかかわらず、控訴審判決がこの合意を菅島島民のためのものとするのは、旧菅島村と私的団体である「地下」を同視しているからである。

このように、たとえ多くの旧菅島村の構成員が同時に「地下」の構成員になっていたとしても、旧菅島村の構成員でありながら「地下」の構成員になることができない住民は存在しうる。それにもかかわらず、原判決は、旧菅島村の村長が密かに、旧菅島村の構成員のため地方自治法が要求している手続を無視して、「地下」の意思決定機関である菅島協議会の代表者と合意をすれば、あたかも旧菅島村の構成員の利益が侵害されないかのような立論を展開している。しかし、このような取引は、「地下」の構成員資格が認められていない旧菅島村住民にとっては、自己の利益となる公有財産が私的団体である「地下」に無償で譲渡されることにほかならず、不測の損害となる。原判決のいう地方自治法 96 条 1 項 6 号・8 号は、このような不公正な取引がされないように、公有財産の処分のためにには公共団体の議会の議決を要求し、公正な取引であるか否かを公の場で審議することを求めている。しかし、旧菅島村の村長がした合意は、いわばこの規定を潜脱する形で、旧菅島村の住民全員の利益を担保する手続を排除した取引にすぎない。

おそらく、控訴審が「地下」と菅島村民を同視するのは、両者の構成員が同じであることを前提にしているからであろう。確かに、離島である菅島村ではその可能性は高く、その場合には、菅島村長の取引によって不利益を受ける村民は存在しない。しかし、両者の構成員が全く同一であるという事実も明確には表れていない。そして、合併に関しては村民大会による議決を経ているにもかかわらず、合併直前の村長の合意は議会の審議を経ていない点にかんがみると、はたして、菅島村民全員が「地下」の構成員になっていたのかにはかなり疑問が残る。もし村民全員が「地下」の構成員であったならば、村長が議会の議決を経ることも簡単にできたのではないか。

（b）民法 185 条の解釈

昭和 29 年 10 月 10 日の合意の問題点に照らせば、この合意を民法 185 条の「新たな権原」とすることも問題である。同条が、「新たな権原」を原因として自主占有への転換を認めるのは、たとえば、所有者なし自主占有者が自らの意思で他主占有者に目的物を売り渡す契約を締結すれば、仮に譲渡の効力が生じなくても、この契約によって従前の他主占有者が自主占有を開始し、取得時効が進行することが明確となるからである。すなわち、以後は取得時効が進行しても、所有者は速やかに時効の中止措置をとることができる点で、所有者にとって不測の損害とはならないからである。他主占有から自主占有への転換は、新たに他主占有者による所有の意思を客観的に明確にする事情が生じ、これにより本来の所有者が法的な手続の必要性を認識する点から正当化される。

ところが、本件の事実関係では、村長は旧菅島村会の審議を経ることなく、「地下」の役員との間でだけ係争地を譲渡するという契約を締結しており、このことは、旧菅島村の全構

成員に明らかにされていなかった。このような菅島村長による取引があっても、「地下」の構成員ではない旧菅島村の構成員は、村に属する公有財産が私的団体「地下」によって所有の意思をもって占有され、その時効が進行していることなどを認識することができない。それにもかかわらず、時効の進行を容認し、「地下」ないし菅島町内会の取得時効を認めれば、とりわけ「地下」の構成員ではない菅島村構成員に不測の損害を負わせることになる。

ところが、控訴審は、昭和29年10月10日の合意以降、「地下」ないし菅島町内会の利用態様が特に変わったわけでもなく、さらには菅島町内会が係争地の固定資産税も払わずに、鳥羽市には係争地の利用願いを出していたにもかかわらず、簡単に取得時効を容認している。しかも、菅島町内会の請願を受けて鳥羽市が係争地の一部に公道を開設し、廃棄物処理場を建設したことを時効完成後の事情として、それは菅島町内会の自主占有の妨げにはならないと一蹴している。しかし、このような行動は、鳥羽市、菅島町内会双方において係争地の所有権が鳥羽市に属することを前提にするものであり、むしろ、このことは、菅島町内会の占有が他主占有であったことを推認させる事実である。

5 おわりに

筆者は、すでに第1審の判決に関して中日本入会研究にその結論を支持する論考を掲載している。かつて、「地下」ないし菅島町内会による係争地の採石事業は、それが膨大にならない限り、特に問題視されることなかったのであろう。おそらく、鳥羽市の関係者も所有権の所在にはほとんど無頓着なまま、従前の慣行による「菅島町内会」の採石事業は尊重していたのであろう。

ところが、採石事業が膨張し、係争地一帯の山肌が大きく切り崩され、環境問題が深刻化して、緑化の必要性が叫ばれるようになったこの時期に、菅島町内会はその所有権を強硬に主張して法的手続をとるに至っている。第三者から見れば、その動機は、自らに所有権があるという大義名分によりなお採石事業を展開しようとする点、あるいは自分の所有地をどう扱おうがその自由であるとする点にあるとしか映らない。確かに、地元にとって利益となる採石事業の存続はその死活問題かもしれない。しかし、島の三分の一をも禿山状態にするという環境破壊に対する菅島町内会の責任は大きい。その後始末もしないまま、固定資産税を払うことなく、この期に及んで取得時効を援用するという言動は、筆者にはどうしても支持できない。入会権の研究者による評駁一つは控訴審判決の結論を賛美しているが、筆者には逆に、菅島町内会の行動は入会権の濫用に映ってしまう。最高裁は鳥羽市の上告を棄却したが、このような権利主張はかえって入会権に対する偏見を招くのではないかと危惧している。

【質疑応答】

(司会・佐藤) 大体の話はわかったのですけれども、法律的な問題で、私自身よくわかっていないところもあるのですが、いかがでしょうか、法律関係の先生方。

(牧) 牧でございます。質問させてください。

(司会・佐藤) はい。

(牧) 古積先生、こんにちは。この鳥羽市への合併の時に、財産区の問題はなかったのでしょうか？

(古積) そうなんですよね。本来だったら、財産区を作つて、それである程度自治的に何か運営をするというふうにするのが筋だったとは思うんですね。だから、私がその意見書を頼まれた弁護士の人も、本来あればこれは財産区にするべき事案だから、それをいわばスキップして、ある種の私的所有みたいなものに転換するっていうのはどうなかつていふことは言つていましたけど、結局そういう動きはなかつたようですね、当時は。

(牧) それから、一審判決、二審判決、これ判例地方自治かなんかで出ているのですか？

(古積) 実は残念ながら一般の判例登載誌には、今の段階では少なくとも出てないようでした。私、関わったものですから、判例の原本のコピーはいただいたので。で、最初コピーを PDF 化して、先生方に配ろうかと思っていたのですが、あまりにもページ数が多すぎたので、これ TKC の判例検索っていうデータベースがあるんですけど、そこには実は載っています。で、お配りしたものっていうのは、そこから引き抜いてきたものです。

(牧) 私もぜひ手に入れたいと思いますので、良い方法を教えてください。

(古積) ファイルは先生のところには行ってはいけないですか？

(司会・佐藤) 送っています。

(古積) そうですか。Word ファイルで二つ、裁判例って書いていたかな。日付を多分、名前にのせていたものが二つあったかと思うんですけど。

(司会・佐藤) 「チャット」っていうところを開けてください。そうしたら、二つ Word ファイルが出てくると思うので、それをクリックすると入手が可能になります。

(牧) はい、ありがとうございます。以上です。

(司会・佐藤) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。そうしたら、地目はなんですか？

(古積) 地目ですか、登記地目、ああ、すいません、多分…

(司会・佐藤) 森林ですか。

(古積) 山林になっているのではないでしょうかね。登記簿の写しは、重いので持つてこなかつたんですけど、地目、山林以外にこういうやつで考えられるものは…

(司会・佐藤) 採石場になると、地目変更って開発行為の時には必要なんですかね。

(古積) そちら辺の手続き上のルールっていうのは、あまり考えてもいませんでしたけど、元は山林ということだったんでしょうね、おそらくこれは、間違ひなく。で、それはあ

あいう採石をやるときに、何か地目変更だとか、やってるかどうかっていうのは、ちょっと、登記簿は私は確認できていないんで。

(司会・佐藤) 林地開発とか、そういうことが必要なかったのかなと思って。はい、長濱先生から手が挙がっています。どうぞ。

(長濱) 長濱です。お久しぶりです。今日は大変興味深く発表を聞かせていただきました。ありがとうございます。私、昨年と一昨年ですね、インドのヒマラヤの住民の森林パンチャーヤトの研究を発表させていただいてまして、その中でも住民の参加、特に意思決定についてっていうところで、チケという住民の住民組織、住民共同体の組織があって、そこではやはりその中で一部のメンバーが、そこでの意思決定を行っていくという、このあたりについて、非常に私は関心を持って伺いました。私も法律の専門家ではなくていかにその中で、その共同体がどのように森を管理していくのかというところで、どうやってその住民の参加の中でも、やはり意思決定って、その様々な参加がある中で、とてもやっぱり高い段階だというふうに考えている、捉えたときに、そのメンバーの中でも、どういった方々がその意思決定の場に参加されていて、またそこでも全体での意思決定もあれば、一部の意思決定もある。そのあたりについて、もう少し具体的に教えていただけたらありがたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

(古積) 組織内部の話は、先ほども言いましたように、私が関わったのはこの紛争が起きた後なものなので、どんなふうな慣習が、もともとあったのが、今はこうなっているという、その経緯っていうのは申し訳ないんですけども、知らないとしか言いようがないですね。最終的にこの裁判を起こした時に、確かに団体っていうやつを立ち上げて、規約っていうものを作りましたんで。普通、入会権の処遇に関する何らかの決定をする場合っていうのは、伝統的には全員一致でないといけないとと言われてきたはずなんすけれども、少なくとも、この裁判との関係で言うと、出席者の 4/5 の出席で、で 4/5 の賛成でいいっていう、多数決になっている。これが、もともとそういうことだったのかっていうと、ちょっと私もそこはわからないんです。むしろまあ元はそうではなかったのが、徐々にこういったふうな、規約ってやつを作り変えていったっていうことなのかなという気はしているんです。それからあと、おそらく構成メンバーっていうのは普通、入会の場合はよく認可地縁団体との比較で、ここでもずいぶん話に出ていましたけど、住民全員ってわけではないですね。おそらくこれは。多分、家単位でやっているっていうのは、これはおそらく維持されているんだとは思うんですけど、一戸単位っていうことでやっているのだと思うんですけど。

(長濱) 先ほどの 4/5 の参加でいいっていう、このあたりも、その入会の、4/5 の参加でいいっていうこの数字っていうのは、菅島の地域の、その地域についての、あるいはもつと全体でその 4/5 の参加でいいっていうことが言われているのでしょうか？すいません、基本的なことを伺ってしまうんですけど。

(古積) いや、それは江渕先生に答えてもらった方がもういいかなって気がするんです

けど、やっぱりこれは、この町内会っていうのが、新たに規約でそういうことを定めたっていうことに過ぎないのだろうなっていうふうには思っていますけれど。どうですか。

(長濱) ありがとうございます。私、去年発表したときに、やっぱりその地域の中から1人の長と、あと8人の山林組織のメンバーが選出されて、そしてそこで地域の意思決定を図るっていうことが、そのウッタラーカンドの方では、それが州のルールとして動いているので、そういったところのあたりも、私も大変勉強不足ですし、また、先生のように法律の専門家ではないので、少しあの質問をするヒントがずれているかと思うんですけども。そのあたり、大変興味深い点だったので質問させていただきました。ありがとうございます。

(江渕) 入会集団の構成員の変異の問題ですか？

(司会・佐藤) いえ、その決定のプロセス。

(江渕) 決定？

(古積) 決定のプロセスというか、どういう人がその議決に関わっていって、決を取っている、という、多分そういうお話だったと思うんですけども。例えば、基本的には一戸ずつがメンバーになりますよね。で、それがまあ全員参加して、決めるって事なのか。あるいはなんかいくつかの組みたいなやつにまとまつた場合には、その組の代表みたいなのが何人か集まって、そこで決められたとかいうような、そういう構造を持っているのかとか、そういう話なのかなっていうふうに、今の話は聞こえたんですけども。

(江渕) 一般には入会集団構成員っていうのは世帯ですよね。世帯というと、また家制度を復活させるのか、という意見をよく聞くのですけど、世帯。それで、その集会に参加するのは一軒に1人ですよね。ですから、世帯という概念が、家制度をイメージして望ましくないという意見はよく聞くのですけど、世帯主と言い換えればいいのかなという気がしますね。あくまで一世帯から参加者は1人。ただし、それは世帯主である人物ではなくてその配偶者であるということもあり得るんですよね。配偶者が出てきて決議に加わると。

(司会・佐藤) その決議は、全員一致っていうのは、入会イコール全員一致っていうのは決まってなくて、そこの慣習で決まるという？

(江渕) いや、その全員一致というのは、例えば50世帯の集団であればその世帯主50人の合意ですよ。そこの住民が300名だとして、300名全員が決議に参加しなければならないわけではないんですね。

(司会・佐藤) その50人のうちの4/5の参加で、その中のさらに4/5が賛成すれば決まるっていうのは、そういった慣習があればできるっていう理解でいいのですか？

(江渕) 財産処分を除いてですね。処分は全員一致でなければならない。これは民法の規定ですから。民法の共有の規定ですから。

(長濱) ありがとうございます。フロアの先生方の声が伺われていて、4/5の参加でよくて、その中のうちの、またさらに4/5の賛成で決まるっていう。例えば300世帯だったら240世帯に参加があればよくて、その中のまたさらに4/5だから、192世帯の参加で決まる。ただし、処分については全員の一致があるという。そういう細かい規定があるとい

う理解ですね。

(野村) ちょっと代わりますけど、まず住民の中で、入会権者だけがその議決に参加できるということですよね。住民の権利じゃなくて、入会権者の権利ですから、その村の中の一部はその資格はないということになります。それと、例えば富士山の入会組合、11ヶ村ありますが、それを見ますと、入会っていうのは、処分に関しては全員が集まって、全員の同意がないとできないけれども、それ以外のことは三段階ぐらいに分かれています、4/5の場合もあるし、2/3、あるいは過半数の賛成でいいというのも規約の中に盛り込まれています。そのことが、全員一致でそれを決めたのであれば、それは説得力があるものかなというふうに私自身は考えております。以上です。

(長濱) ありがとうございます。4/5という数字以外にも、2/3とか過半数とかですね。それぞれ項目によって違うということでお、ますます入会という地域共同体の奥深さっていうのを感じたところです。私もやっぱり毎年インドに行っていて、今年ももう2回もインドに休暇をとって行ってですね、そこでの参加っていうところで、市民の参加とか、住民の参加っていうところが、やはりずっと私自身追っているテーマでもあったので、このあたりまたトンチンカンな質問をするかもしれないんですけども、また教えていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

(司会・佐藤) 他にありませんか？ はい、西脇先生お願ひします。

(西脇) 愛媛大学の西脇です。古積先生、ご報告聞かせていただきありがとうございました。非常に勉強になることで、先生がご指摘されていた、多分レジュメだと11ページ目以下ぐらいにありました、今も議論にあった村と地下というか、地下と一緒にしていいのかっていう、その問題について、判決文も送っていただいて、僕まだちゃんと読んでなかつたんですけども、ちらっと判決文とかの、特に控訴審の方とかを見ていると、控訴審の認識としては多分、認識というか、論点がいろいろあるので、いろんなところに、その村と、その地下協議会の話が出てきますけど。まあ例えば控訴審の先生がお送りしてくださったところの控訴審のWordの方の17とかだと、協議会はこの島内の関係者の意思を統一して、島民の総意を鮮明する役割を果たすなどしていたとか、で、そういう話も出ていて、控訴審の多分認識としては、ある意味、さっき世帯っていう話もありましたけど。入会の世帯よりも、さらに、代表者がその地下に入っていて、なおかつ昔からその代表者などを踏まえて、全員でその総意を鮮明するような役割を、その村の総意を鮮明する役割を果たしていたのが協議会だから、ある意味そういう意味では、実質的には、協議会っていうのはまさに村の利益を図るものというか、村の利益を代表するものだから、ある意味、その占有のところに関しては、個別の地下の構成員資格を持たない村民は、形式的にはそこに加われないので、協議会とか地下っていうのが実質的にその総意としてあるものをやるところだから、利益はある意味イコールになるというか、そういう形で捉えているのかなと思ったんですけど、そういう認識で控訴審は判断をしたって理解していいものなのか、まだ判決もちゃんと読み込めてないので、その控訴審のロジックというか、その前提がどういうところにあった

ら今のような考え方があったのかどうかについてお伺いしたかったのと、あと、古積先生も現地がわからないところもあると思うのですけど、そもそもだからここでいうこの団体の構成資格っていうのはもう結構限られていたんですかね。そこも気になったのですけれども。

(古積) 私が見た資料、後半の方からお答えすると、構成員資格に関するものは菅島町内会の規約という形のやつしか出てきていなくて、恐らくそれは比較的最近のものであろうなというふうに見ました。その内容はどうかというと、菅島村に住所がある住民は資格を有する、とは書いていません。住所を有して、かつ一年以上そこで生活してどうこう、という、今日資料を持ってきていないので詳しくは思い出せないのですが、やはりある程度の定住をするだとか、そういういた限づけはしていましたね。いわゆる行政村の住民資格っていうのとは一致しているという感じではなかったです。最近のものでも。なので、以前のものになるとまた違っている可能性もありますし、ただ以前は、逆に言うとそういったものに該当しない人はほとんどいなかつたというのはありうるといえばありうるのでしょうね。とはいって協議会というのが、じゃあ本当に地縁から外れるような人も含めて行動していた団体だというようなことまで完全に認定できるような事実があったかというと、それもまあやっぱり疑わしくて。しかしあ、控訴審のロジックっていうのは、言なればそういうところなんでしょうね。おそらく西脇さんがおっしゃられるような、行政菅島村の村民と地下のあの構成メンバーは基本的には同じという、そういう認識を持っていると言つていいのかな、と私は読んだときに見ました。なので、協議会の意思決定でこうしたことをやっても、おそらくはそれは問題にはならないという、そういったことなんじゃないかなと思いました。

(西脇) ありがとうございます。そうすると、その現地としても、現地と言っても全員の意見は全然わからないと思うのですけど、おそらく現地的には村とその協議会はイコールって、当事者意識としては考えている感じなんですかね。

(古積) それは、町内会側の言い分としては、そうなのでしょう、おそらく。そうじゃないと、こういったことは言えないんじゃないかな。

(司会・佐藤) そのほかはございませんでしょうか。

(野村) 野村です。2年前くらいからこの問題、日本入会研究会の会合で知つてからちょっと興味を持っていたんですが、一審判決について、古積先生が書かれていた内容を見て、控訴審でひっくり返ることはあまりないんじゃないかと思っていたところ、このような判決になってちょっと驚いています。私は修士論文が取得時効だったものですから、中尾先生に若い頃、入会地を取得時効するっていうのは簡単なのですか、と聞いたことがあって、それに対して中尾先生ははっきりとはお答えになりませんでしたが、難しいだろう、あまりそういう例はないんじゃないかと言っておられたと思います。この件もですね、取得時効、割と所有の意思がどうのこうの、それから占有の事実というものがはっきりしてないと認められないのですけども、そこがシャキッとした感じじゃなくて、ぬるっとあの控訴審判決は

認めているような感じがするんですよね。まずその29年の合意っていうのは、これは無効なのだけども、これが新権原になるという判断をしているところが、確かに取得時効のところで、その新権原は無効であっても新権原になり得るっていうのはあるんですね。農地法三条の許可を得られないと、農地の場合は無効だと。で得られないのだけども、そのまま継続して占有していた、それが新権原になるというのがあったように思いますけれども、そういうところでかなり強引な感じはするのですが、その一点だけで突破したような判決だなという感じが個人的にはしております。それと地役入会権の採石行為っていうのはどうなんだろうか。地域入会権だったら、いずれ土地を戻すのだろうなという中で、現状復活ができないわけですよね。山に生えているものの産物だったら、これは土地が復元できるだけでも、石は取ったらもうそれっきりだから、地役入会権の範囲ってどこまで許されるのかっていうのはあるんですね。実は、私のずっと住んでいた徳山市、周南市っていうところの沖合に黒髪島っていうのがあって、これは国会議事堂の石を全部そこから持つて行っているんですね。ところが国有地なんです。国有地で一社だけがその最大期限を持っているような特殊なところなので、それが国有地でどこまでできるんだろうかっていうのを、今後も事件をもとに考えたりしたところです。だからもう上告棄却になったというので、もう終わっちゃったのかっていう感じなのですが、自分の中ではまだすっきり終わってないという感じがしております。以上です。すいません、ちょっと長くなりました。

(司会・佐藤) ありがとうございます。今のコメントに対して回答があれば。それと私からもう一つあるのですけど、結局他主占有から自主占有になって、所有権も元の入会、地下に戻されていたっていうところが結論なのですから、だからといって、開発をどんどんしてもいいっていうわけではなくて、そこには止める法律とか、環境改善させるだとか、入会権を争うよりも、何かそっちの土地利用規制みたいなところから行政はやった方がいいのではないかというふうに思ったんですけど、そういう動きはないのかというのを教えてください。

(古積) 今、佐藤先生のお話されたところですが、この事件を私に相談に来た弁護士の人に最初話したのは、一応三重県に認可を得た上で、こういった採石事業をやっているんですよね。だから認可をやめさせるってことでストップかけられないのかっていう話はしていたんですね。で、実際に今回のPowerPointには載せなかったんですけど、1,2年前ぐらいに結局こういった環境問題が起きてしまっているので、それまでは毎年認可出していたのだけど、認可をやるかやらないかっていうのがかなり問題になって、結局限期は切ったのだったかな。いついつまでにこういった、違法な盛土の除去だったか、あるいは緑化みたいな感じのことをやるというのを条件にして認可するみたいなことを出しましたみたいなを、私、記事なんかで読んだんですよね。じゃあ、もともと私的所有権があるからといって、いくらでも掘れるっていう話ではないと思うんです。ただ結局、裁判で、この期に及んで訴えてきたっていうことには一体どんなメリットがこの団体にあったのかなっていうのが、私にはちょっと分からぬところがあって、やはり、利用伺いってやつを一応所有者から得

たうえでないと、というのが、認可の一つの材料にあったから、そこの足かせを避けたいって思っているのだろうなっていうふうにしか見えなくて。で、そうするとやっぱり目的として、まだ事業を続けたいっていうのがどこかにあるのかな。だとすると、最後はやっぱり行政のほうに介入してもらわないと、これは収まりがつかないのではないかと思っていますけれども。それと、野村先生のお話、民法の185条っていう規定、さっき簡単に話していたんですけど、二つのことが定められてまして、野村先生がさっき言われたのは、185条の後半のあたりで書かれている条文にまつわる話なんですね。例えば不動産を借りている人がいたとしまして。その不動産を所有者から今度は買うっていう契約を結んだ場合は、基本的にはその売買契約が有効でしたら所有権を取得できるわけなので、時効なんかは言う必要がないのですよね。本来そういう場合には、いかにも所有者として振る舞いそうな原因になっている契約っていうのを新たな権原というふうに言うんですけど、売買だとか贈与を受けるっていうのはまさにそうですよね。今まで権利を持たないような立場だったのが、そういった契約があるということは、所有者らしくなるということなので、こうした原因のことを新たな権原というふうに言うんですけれど。本当に売買契約が有効であれば所有権は来ますので、時効なんか言わなくてもいいんですね、実は。だから意外に、この条文が使われる時は、契約をやったのだけど、それが有効にはならないという場合、何らかの事情で無効になったという場合に、それでも契約をやっていったから、当事者としては所有をする意思を普通は持っているだろうっていうことになるので、あればそのままずっと占有を継続していたのであれば、所有権は確かに有効には取得してなかったけど、それが一定期間継続したらそれを尊重して所有権を認めるっていうのが、時効の制度だっていう、こういうことなんですね。結局、今回の事例も、原告の方は判例が必ずしも185条の新たな権原っていうのは、契約が必ずしも有効にならなくてもいいっていうふうに言っていたものですから、だからまあ当然それを主張していって。だからこのケースもそういう意味では許されるっていう、こういう裁定を下したんです。ただ、契約の無効になる事情といつてもいろいろなので、先ほど野村先生が言われた農地の許可だとか、あとは昔、自作農の促進のために半ば強制的な買収、譲渡みたいのがよく昔あったと思うんですけど、役所の方が。で、それが実は何らかの瑕疵があって有効でなかった。でも小作をやっていた人たちは当然正当に権利を得ていたと思ったので、ずっと占有していて、後々になって、地主の方が文句言ってきたみたいな。そういう事案でしたっけ。ああいうやつは分かるのです。ただ、それと同じことを本当にこのケースに認めていいのかなっていう、どうしても気になったんですね。逆に言うと、それを攻めるしかないだろうと私は思っていたんです。もし裁判でなんとかしたいっていうのであれば。で、なんとか一審のほうは認めてくれたのですけど、多分控訴審は、いやいや、という感じです。

(野村) だからあの頃の村と村の住民がかなり重なり合っているから、特にこういう力の動きが強まった時に、共同所有、記名共有に直したり、あるいは部落有林野統一政策の前に、もう町が贈与するっていう。地域に贈与する、住民に贈与するっていうことは結構やら

れていますよね。和歌山のため池の時も周りの方ではやっているんですよね。それを原告集落だけがやれてなかったから、ああいう形になったんだけども。まあ、この約束事は、自分が自分に贈与するみたいなところがあるから、おかしいじゃないかっていうのもあるかもしれないけども、もう日本全国、数多くそういう例が見られるので、自分たちもそういう気持ちになったかなっていうのは、ちょっとと思うところはありますね。

(古積)　　なるほど。さっき野村先生が言っていた話の内容で、後半の方はなんでしたっけ、碎石のあの地役入会権の限界みたいなものですよね。

(司会・佐藤)　　入会権があるからといって、何でもしていいっていうわけではないのではないかと思うんですけど。

(野村)　　産物はとっても生え替わるからとってもいいよ、となっているものですね。石はどうなのかなっていうのが、山の産物といえるのかな、というのがずっと疑問ではあるんです。ただ、入会権は用途が限られてはいないのでね。

(司会・佐藤)　　慣習に基づいて、っていうことでしかないので。ただ、いきなり採石っていうのに価値が出てきて、商品化して、山が山でなくなるっていうことまで入会権があるからっていうことで、所有権までそれに付随してっていうのは、ちょっと私も納得がいかないなあとと思いました。それと、近年では先ほど歴史的に自作農の話ですか、いわゆる土地を今まで借りていたのが、もう恒久的に、それに所有権が付与される。まあそれに需要があったっていう、そういったお話をされたんですけども、今逆に寄付とか、もう所有権手放しっていう、そういった事態になる中で、この控訴審が入会の慣習をより積極的に認めて、所有権を、非常に強く権利を認めているっていうところも、時代と逆行まではいきませんけど、所有権を、所有権とその自主的な入会権をすごく強く認めた判決かなというふうに思って、素人ながら聞いていました。

(古積)　　これ以上は全然島の形が変わってしまうぐらいにまでなりそうなので。

(野村)　　この写真はちょっと衝撃的ですよね。

(古積)　　はい。だからやっぱりどこかでストップをかけないわけにはいかないとは思ってはいるのですけれど、原則としては、地役入会権は土地に影響を与えない性格である必要があるような気がしますよね。野村先生のおっしゃる通りなのですよね。地役入会権の内容としては、土地所有者との関係が維持できなければなりませんからね。土地所有権そのものに害を及ぼすような地役入会権は入会権の本質としてはありえないのではないかという気がするのですけれども、ただ菅島の問題に当てはまるかどうか、それはちょっと今の私にはわかりませんね。現地見てみないことには。

(野村)　　そのコメントのところでこの前書いたのですが、採石法の八条とかっていうので、採石権者は採石権が消滅した時は、その土地を現状に回復し、または現状に回復しないことによって生ずる損失を補償して土地を返還しなければならないっていうのがあるから、それとの関係でもやはり限界があるんじゃないかなという気がしますけれども。

(古積)　　限界がありますよね。そうすると結果的に取得時効を認められたので、その規

定は排除されるっていう主張につながりかねないから、だから問題だろうなっていうふうにも思ってはいたのですけど。

(野村) 地役入会権のままだったら返せって言われて、えらいことになりますよね。損失填補をしないといけないっていうか。だからかなり採石業者よりの判決になったことは確かですよね。で、この判決がどこにのるかという、入会権よりももっと別のところに、取得時効のところとか、環境法のところとか、そっちに乗るかもしれないなって思ったりします。

(司会・佐藤) じゃあ、いいですかね。議論は尽きませんけど、この入会の問題が所有ですとか、環境にも非常に大きな影響を与えているっていうことを改めて知った報告でした。古積先生、どうもありがとうございました。

第 21 回村落環境研究会理事会（総会）

第 1 号議案

1. 事業報告

2023 年 7 月 7 日 会報の送付及び 20 期シンポジウム開催案内

2023 年 11 月 11 日 シンポジウム開催（九州大学）

2. 第 21 期 村落環境研究会収支決算書（2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日）

(単位:円)

(1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	備考
前期繰越	96,834	96,834	0	
会費	95,000	115,000	20,000	
寄付金	10,000	12,000	2,000	
その他	0		0	受け取り利子
収入計	201,834	223,834	22,000	
(2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第21回シンポ 開催経費	25,000	17,700	-7,300	会場使用料7,700円 交通費(発表者用)10,000円
機関紙印刷費	55,000	49,228	-5,772	会報印刷費
広報費	15,000	13,068	-1,932	ホームページ年間使用料
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	13,084	-916	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務費	1,000	0	-1,000	振り込み手数料
振替手数料	5,500	5,648	148	会費振替手数料
次期シンポ開催 準備費	0	0	0	
支出合計	115,500	98,728	-16,772	
(3) 次期繰り越し	86,334	125,106	38,772	

監査報告書

2023年(令和5年)7月1日から2024年(令和6年)6月30日までの第21期事業年度の財務について、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので以下のとおり報告いたします。

一、財務執行は適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

年(令和 年) 月 日

村落環境研究会 監事 川原祥治 印

村落環境研究会 監事 野村泰弘 印

第2号議案

第22期 村落環境研究会収支予算書（2024年7月1日から2025年6月30日）

(単位:円)

(1) 収入の部	第21期予算(A)	第22期予算(B)	(A)(B)比	備考
前期繰越金	96,834	125,106	28,272	
会費	95,000	95,000	0	会費25人、賛助会員4法人
寄付金	10,000	10,000	0	
その他	0		0	受け取り利子
収入計	201,834	230,106	28,272	
(2) 支出の部	第21期予算(B)	第22期予算(B)	(A)(B)比	
第22回シンポ開催経費	25,000	30,000	5,000	交通費(発表者用)10,000円 テープ起こしアルバイト20,000円
機関紙印刷費	55,000	50,000	-5,000	会報印刷費
広報費	15,000	20,000	5,000	ホームページアップ、維持費
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	16,000	2,000	シンポ開催通知、会報発送経費等
事務用品費	1,000	1,000	0	振り込み手数料
振替手数料	5,500	5,500	0	会費振替手数料
次期シンポ開催準備費	0	0	0	
支出合計	115,500	122,500	7,000	
(3) 次期繰り越し	86,334	107,606	21,272	